

ささえ、ささえられて  
ホッと、安心～みんなの笑顔

## 知ってほしい 福祉の**話**

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

### 第18回目は【介護サービスを利用するための手続き】についてです。

ご家族などが介護が必要な状態になり、介護サービスを利用するためには、介護保険認定申請を行う必要があります。

#### 介護サービスが利用できる方

- ◆65歳以上の方 介護または支援が必要と認定された方（申請には介護保険証が必要です）
- ◆40歳から64歳までの方 特定疾病（注）が原因で、介護または支援が必要と認定された方（申請には医療保険証が必要です）

注：脳血管疾患など、指定された16の疾患

#### 介護保険を初めて申請する方

- ①病院・診療所の主治医に、介護保険のサービスが受けられるか相談し、利用できる見込みの場合は、本人または代理の方が、福祉課介護保険係で申請します。

※支所ではできません。

- ②申請時に渡される「主治医意見書」を、できるだけ早く主治医に渡してください。主治医が作成した意見書は、直接市役所に届きます。
  - ③介護認定調査員が、自宅など（入院中の方は病院）に伺い、心身の状態を調査します。
  - ④審査に必要な書類がそろったら、介護認定が必要かどうかを審査会で判定します。
  - ⑤判定結果（介護・支援）が申請者へ郵送で通知されます。介護認定が必要ないと判断された場合も通知されます。
- ※申請から判定結果が届くまでに、30～50日程度必要です。
- ⑥判定結果が届いたら、指定居宅介護支援事業者のケアマネジャー（介護支援専門員）または地域包括支援センターにケアプラン（サービス計画書）の作成を依頼し、介護度に応じて必要な介護（予防）サービスを利用していただきます。

**問い合わせ** 福祉課介護保険係（内線157・158）

一人ひとりが人権を  
尊重する社会を目指して

## 人権のひろば



### 【人権に関する市民意識調査の結果】

前回は、「外国人の人権」「感染症患者などの人権」についてお知らせしました。今回は「刑を終えて出所した人の人権」「犯罪被害者とその家族の人権」についてお知らせします。

※調査結果は、市ホームページでもご覧になれます。

#### 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人の人権擁護に必要なことについて尋ねたところ、上位から

刑を終えて出所した人の就労機会を確保する	44.6%
刑を終えて出所した人のための相談・支援体制を充実する	40.3%

の順となっています。（回答数1,070・複数回答）

また、「刑を終えて出所した人のための相談・支援体制を充実する」と回答した方を年齢層で見ると、40歳代・50歳代・60歳代では4割を超えているのに対し、20歳代では3割弱となっています。

次に、刑を終えて出所した人との接し方について尋ねたところ、「付き合いは変わらないが、いろいろ気を使って付き合う」（38.5%）、「これまでと同じように、親しく付き合う」（19.9%）の順となっています。

#### 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題だと思うことを尋ねたところ、上位から

報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること	45.4%
事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること	33.5%

の順となっています。（回答数1,070・複数回答）

回答に男女による大きな違いはありませんが、年齢層が高いほど、「分からない」という回答が増加します。

次に、犯罪被害者とその家族の人権擁護に必要なことについて尋ねたところ、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」（39.3%）がもっとも多く、若年層ほど割合が高くなっています。